

事務連絡
令和3年6月18日

各 都道府県 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に向けた今後の
予定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

議員立法による「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」（以下「法」という。）は令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日（公布の日から起算して3月が経過した日）から施行される予定です。

法第14条では、都道府県知事は、医療的ケア児及びその家族等に対する相談や助言等について、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができることを認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるとされています。

今後、施行までに、医療的ケア児支援センター又は都道府県（以下「センター等」という。）が行う業務の具体的な内容等を整理し、通知等によりお示しする予定です。

あらかじめ、センター等が行う業務について疑義や意見がある場合、下記担当宛てに電子メールによりご連絡をお願いします。

なお、いただいたご連絡は、今後お示しする通知等の作成の参考とさせていただきますが、個別の回答はできかねること、あらかじめご了承ください。

また、疑義や意見を検討するに当たり、管内の市町村に照会されることもあると思われませんが、あくまで、当室への疑義や意見は都道府県で取りまとめの上で御提出をお願いします。

疑義や意見については7月末までを目処にお願いいたします。また、様式等は定めませんので、Word又はメールへの直接の記載により御提出ください。

なお、センター等が行う業務のうち、医療的ケア児等総合支援事業に該当するものは、同補助金を活用して実施することが考えられますが、令和3年度の同補助金については既に協議を終えているため、今後お示しする内示額の範囲内で御活用いただくこととなります。

本件担当

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係 佐々木

TEL：03-5253-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914

E-mail：sasaki-shunya@mhlw.go.jp